

廃棄物処理基準等専門委員会（第 6 回）における指摘事項への対応

指摘事項・意見	対応
<p>①安定型処分場における浸透水の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ収集が可能か。データがなければ、過去に環境省が 2 年間にわたって実施した調査の中で、安定型最終処分場の浸出水の測定データがあったはずなので確認していただき、可能なら次回出してほしい。（中杉委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定型最終処分場における浸透水及び管理型最終処分場における浸出水の実態調査を行いました。（資料 3）</li> </ul>
<p>②地下水の状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水のデータを確認しておく必要がある。（松藤委員）</li> <li>・自然由来で基準超過があるのはどんなところか確認してほしい。（中杉委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理型最終処分場及び安定型最終処分場における地下水の水質検査結果を確認したところ、基準を超過した処分場はありませんでした。</li> </ul>
<p>③廃棄物最終処分場の放流水等の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の水処理施設で対応ができているか確認する必要がある。放流水のカドミウム濃度が環境基準 10 倍値を超過している 2 施設（一般廃棄物最終処分場）について、実態を再確認してほしい。また、いつの処分場か年数がわかるようにしてほしい。（野馬委員・小野委員・中杉委員）</li> <li>・水処理系でのカドミウムの挙動が分かる資料を示してほしい。（酒井委員長）</li> <li>・放流水、浸出水が環境基準 10 倍値を超過している最終処分場について、受入れ廃棄物を調査するとよい。（松藤委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水及び放流水が環境基準 10 倍値を超過している 6 施設（一般廃棄物最終処分場）について、最近の浸出水及び放流水の状況、受入れ廃棄物の種類、カドミウム濃度測定時の水処理施設の稼働状況等の実態を確認しました。（資料 3）</li> <li>・放流水が環境基準 10 倍値を超過している 1 施設（産業廃棄物管理型最終処分場）について、最近の放流水の状況、受入廃棄物の種類等について実態を確認しました。（資料 3）</li> </ul>

④廃棄物処理への影響に関する確認・整理

- ・ばいじん・燃えがらについて、法的な整理、メルクマールの確認、中間処理に影響がないか等、体系的に整理してほしい。特に主灰に対しての影響の有無は重要なので、確認してほしい。（酒井委員長、野馬委員）
- ・産廃の特管基準をあてはめている一廃処理施設も多いかもしれず、検討が必要かもしれない。焼却灰は中間処理をしていないところが多いが、そのようなところで何らかの対応が必要になることはないか。（松藤委員、野馬委員）
- ・キレート処理上の課題はないか。例えば、キレートの添加量を増やすことで対応できるのか。ばいじん安定化処理（キレート処理）後の測定データは、データを集められるとよい。（野馬委員、松藤委員）
- ・廃棄物の種類ごとの処理方法について、廃酸などは中間処理を経て、汚泥として最終処分場で処分されるため、整理した方がよい。（中杉委員）

- ・ばいじん、燃えがら等の廃棄物及び中間処理した廃棄物からのカドミウム溶出量等に係る実態調査を行いました。（資料4）